

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 1 項及び第 5 項の規定により、令和 5 年(2023 年) 12 月 26 日付けで、上川南部、網走西部、十勝の 3 森林計画区に係る地域森林計画の樹立及び渡島檜山、後志胆振、胆振東部、日高、石狩空知、上川北部、留萌、宗谷、網走東部、釧路根室の 10 森林計画区に係る地域森林計画の変更を別冊のとおり行った。

別冊は、北海道水産林務部林務局森林計画課並びに関係(総合)振興局産業振興部林務課及び森林室(分室及び事務所を含む。)に備え置いて公衆の縦覧に供する。

なお、地域森林計画及び地域森林計画変更計画は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から適用する。

令和 6 年(2024 年)1 月 4 日

北海道知事 鈴木 直道